

<修繕>

坂本コミュニティセンター調理講習室電気温水器交換修繕 修繕仕様書

1	修繕名称	坂本コミュニティセンター調理講習室電気温水器交換修繕
2	施行場所	坂本コミュニティセンター 横須賀市坂本町2-26
3	修繕物件	電気温水器5台(別紙のとおり)
4	修繕内容	別紙のとおり
5	履行期間	契約の日から令和2年3月26日まで
6	特記事項	別紙のとおり
7	契約方法	総価による物件修繕請負契約
	支払方法	1 部分払い:しない ② 修繕完了後、一括払い
9	施行監理	現場及び技術的事項を監理する責任者をおくこと。
10	その他事項	この仕様書に定めのない事項及び疑義を生じた場合は、別途協議するものとする。
11	監督員 連絡先	市民部地域コミュニティ支援課 泉 (電話 046-822-8303)

<指示又は希望事項>

グリーン購入	仕様書でグリーン物品購入の指示がある場合は、横須賀市グリーン購入基本方針及び調達方針に基づく環境物品等を納入すること。また、仕様書で特に指示がない場合で請負代金に物品等の購入経費が含まれている場合は、できるだけこの方針に基づく環境物品等の調達をお願いします。(上記方針については、本市のホームページ「よこすかのグリーン購入」参照)
--------	---

坂本コミュニティセンター調理講習室電気温水器交換修繕

1 修繕工事概要

既設の電気温水器を撤去し、新たに電気温水器を設置して使用可能な状態にすること。

2 対象機器及び台数

既設の機器 (株)日本イトミック製電気温水器ES-10N 5台

設置する機器 (株)日本イトミック製電気温水器ES-10N3 (3) 5台

3 電気工事

電気温水器の設置に伴い、単相200Vコンセント5か所を更新すること。

4 作業日

令和2年3月23日から令和2年3月26日までの4日間とする。

作業時間は、原則8時30分から21時までとする。

5 作業記録の報告

(1) 作業前の状況確認を行い、写真記録を撮る。

(2) 作業中及び完了の写真記録を撮る。

(3) 作業終了後、作業前後の写真記録を提出する。

6 事前確認について

事前に現場確認が可能である。現場確認ができる時間帯は、8時30分から20時30分(土日祝日可)までとする。

現場確認を希望する場合は、平日8時30分から17時15分までに監督員連絡先に申し込むこと。

7 注意事項

(1) 市監督員と作業前協議を行う。

(2) 作業にあたっては、十分な安全計画を立て施工すること。また、作業中に発生した事故については、委託者の重大な過失がない限りその責めは負わないこととする。

(3) 作業当日の乗り入れ作業車は最低限とし、委託者は、敷地内に駐車場所を確保する。

(4) 取り外した既存部品及び作業により発生したごみや梱包材等は請負者が引き取ること。

(5) この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、速やかに協議すること。